

おきなわ SDGs 認証制度 募集要項・FAQ(申請の手引き)

令和6年度版

- ・第1回公募期間:令和6年6月7日(金)～令和6年7月26日(金)
- ・発行元:令和6年6月 沖縄県企画調整課 SDGs 推進室
- ・問合せ先:おきなわ SDGs プラットフォーム事務局
【メールアドレス】:JPABOkinawaSDGs@abeam.com



おきなわ
SDGs
プラチナパートナー

目次

1.	おきなわ SDGs 認証制度の概要	3
(1)	制度の背景、目的、趣旨	3
(2)	おきなわ SDGs 認証制度の概要	4
2.	2024 年度募集について	6
(1)	申請受付期間	6
(2)	申請書類(認証の申請にあたり提出が必要な書類)	6
(3)	申請方法	6
(4)	説明会	6
(5)	認証までの流れ	7
3.	申請書類の記入方法	8
4.	審査のポイント	14
(1)	申請受付要件	14
(2)	評価の視点(認証基準)	14
5.	活動状況報告	18
6.	情報公開	18
7.	認証内容の変更	18
8.	認証の辞退	19
9.	認証の取り消し	19
10.	よくある質問と回答(Q&A)	20

1. おきなわ SDGs 認証制度の概要

(1) 制度の背景、目的、趣旨

- 沖縄県では、SDGs の達成や地域課題の解決に向け、多様なステークホルダーの参画と連携のもと SDGs に取り組む方向性をまとめた「おきなわ SDGs アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)を令和4年に策定しました。
- また、「おきなわ SDGs パートナー登録制度」を令和2年に創設し、SDGs の主流化及び認知度向上に取り組むとともに、令和4年には「おきなわ SDGs プラットフォーム」(以下、「プラットフォーム」という。)を立ち上げ、会員による情報発信や連携の強化に取り組んできたところです。
- 「おきなわ SDGs パートナー登録制度」については、令和5年時点で 800 を超える企業・団体に登録頂いた一方、登録頂いている企業・団体からは取組をしっかりと評価してほしいとの声も聞かれました。また、アクションプランの推進に向けては、パートナー登録企業も含めた様々なステークホルダーの主体的な取組を促進していく必要があります。企業・団体においても長期的な視点で社会のニーズをとらえた経営、事業を行う必要があり、こうした取組を進めることは、魅力、価値の向上につながるだけでなく、SDGs の推進や地域課題解決に資するものです。
- こうした観点も踏まえ、新たな認証制度の創設に向けた検討を行ってきた結果、令和5年度に、県ではおきなわ SDGs パートナー登録制度の上位制度として「おきなわ SDGs 認証制度」を創設しました。
- 「おきなわ SDGs 認証制度」は、SDGs の理念を尊重し、アクションプランを踏まえた取組等、経済・社会・環境の3つの分野を意識した経営を実践する企業・団体等を県が認証することでその取組を支援し、当該企業・団体等の持続的な成長及び地域の持続可能な発展を図ることを目的としています。

(2) おきなわ SDGs 認証制度の概要

- 認証者: 沖縄県(認証の可否については外部の評価・検討委員会において審査)

- 認証の対象
 - ① 沖縄県内に本社、本店、支店、営業所等の事業所等を有し、県内において事業活動を行う企業、団体、教育機関、研究機関、特定非営利法人等
 - ② おきなわ SDGs プラットフォーム会員

- 審査項目
 - ① (第2号様式)おきなわ SDGs 認証制度 実績評価項目…
各分類(環境・社会・ガバナンス(記載必須)、地域貢献・国際貢献(選択制))に関する申請者が現在実施している取組の内容。
 - ② (第3号様式)おきなわ SDGs 認証制度 主要評価項目…
「おきなわ SDGs アクションプラン」に掲げる課題の解決や目標の達成に向け、申請者が認証期間2年のうちに注力する活動・取組の内容。

- 認証期間: 認証を受けた日から2年間

- 申請受付: 年1回

- 認証のメリット
 - ① SDGs の視点から取組状況を把握…おきなわ SDGs 認証制度への申請書類の作成や、年1回実施いただく活動状況報告を通じて、自社・団体の取組を SDGs の視点から整理・確認できます。
 - ② 沖縄県による積極的な PR…沖縄県のホームページ及びプラットフォームホームページへ、認証を受けた企業・団体(以下、「プラチナパートナー」という。)の情報を掲載します。また、他のプラチナパートナーをはじめ様々な企業との交流を通じて、新たなビジネスチャンスにつながる可能性がひろがります。
 - ③ ブランドイメージ・信用の向上…客観的な審査を経て、SDGs に積極的に取り組む姿勢と実績が評価されたことで、イメージアップと信用向上や、中長期的には採用力や企業ブランドの向上が期待されます。また、プラチナパートナーのみが使用できるロゴマークを、自社・団体のホームページ等に掲載のうえ、取組を広報することが可能です。加えて認証式において、プラチナパートナーであることを示す認証書が交付されます。
 - ④ 沖縄振興開発金融公庫貸付制度の対象化…プラチナパートナーの取組が、沖縄振興開発金融公庫の貸付制度である、「地域活性化・雇用促進資金」の融資対象になり

ます。※プラチナパートナーの事業全体が対象になるわけではなく、第3号様式に記載された取組が対象です。また、制度の貸付対象にはなりませんが、融資可否については事業計画等を勘案して総合的に判断されます。

※今後、プラチナパートナーがSDGsの取組をさらに進めるための支援について、プラチナパートナーとの意見交換等を行いながら検討する予定です。

○ 留意事項

- ・ 認証取得後、年1回の活動状況報告が必要です。
- ・ 本概要は令和6年6月時点のもので、本制度については令和8年度以降に見直しを行う可能性があります。

2. 2024 年度募集について

(1) 申請受付期間

- 令和6年6月7日(金)～令和6年7月 26 日(金)

(2) 申請書類(認証の申請にあたり提出が必要な書類)

- 第1号様式: 申請書【認証を受けようとする者(以下、「申請者」という。)の基礎情報など】
- 第2号様式: 実績評価項目【申請者が現在取り組んでいる取組や実績など】
- 第2号様式の記載内容を証明する証書
- 第3号様式: 主要評価項目(アクションプランに基づく活動計画書)【今後2年間で特に注力する活動・取組など】

(3) 申請方法

- 沖縄県のホームページ
(URL: <https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shisaku/1014182/1021752.html>)
又はプラットフォームホームページ
(URL: <https://www.okinawa-sdgs.jp/news/3556/>)
から「第1号様式～第3号様式_おきなわ SDGs 認証制度申請書」をダウンロード後、必要事項を記入の上、電子メールにてご提出ください。
【提出先】JPABOkinawaSDGs@abeam.com
※ 申請書類のファイル名称の末尾に、申請団体名を付して提出してください。
※ 紙媒体・FAX は申請時の誤送付リスク、物理的媒体による漏洩リスクを上げるため、原則メールによりデータで提出してください。

(4) 説明会

- おきなわ SDGs 認証制度の概観や申請方法についての説明会を開催しますので、以下の開催日程をご確認のうえ、ぜひご参加ください。
- 説明会は、ウェビナー形式で行います。事務局より、認証制度の概観、募集要領(申請要件・スケジュール等)、審査基準、各種申請書の記載方法についてご説明のうえ、令和5年度の認証制度において認証された団体へのインタビュー動画の配信を行います。また、質疑応答の時間も設ける予定です。なお参加には事前申込み(ウェビナー登録)が必要なため、以下の URL から登録のうえ、登録したメールアドレスに届いたリンクからウェビナーへの参加をお願いいたします。(URL に表示された「登録」ボタンから、氏名・メールアドレス・所属組織を登録ください)

<説明会>参加には事前申込み(ウェビナー登録)が必要・内容は第1回と第2回で共通

・第1回説明会:令和6年6月12日(水)10:00~11:30

[ウェビナーURLはこちら](#)

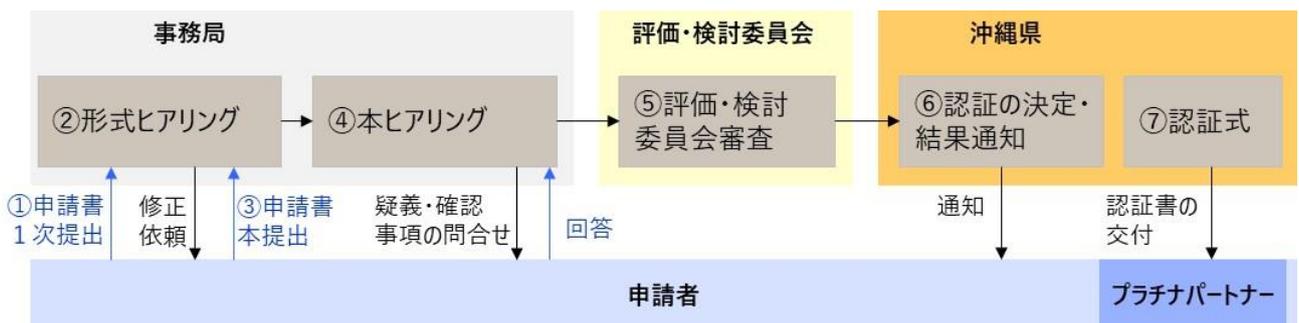
・第2回説明会:令和6年6月24日(月)10:30~12:00

[ウェビナーURLはこちら](#)

(5) 認証までの流れ

- ① 申請書1次提出(申請者→「おきなわ SDGs プラットフォーム事務局」(以下、「事務局」という。)へ申請書類提出。)
【時期】令和6年6月7日(金)~令和6年7月26日(金)
- ② 形式ヒアリング(事務局により、形式面での申請書類の不備を確認。追記や修正が必要な場合は修正依頼。)
【時期】令和6年7月29日(月)~令和6年8月16日(金)※予定
- ③ 申請書本提出(形式ヒアリングを踏まえて申請書を修正し、再度提出。)
【時期】令和6年7月29日(月)~令和6年8月30日(金)
- ④ 本ヒアリング(事務局により、取組内容の詳細を確認。審査に必要と判断される場合は、事務局から追加で情報を確認。)
【時期】令和6年9月~令和6年10月頃※予定
- ⑤ 事務局での評価書案作成及び評価・検討委員会審査
【時期】令和6年10月~令和7年1月頃※予定
- ⑥ 認証の決定・結果通知(認否を決定し、通知。)
【時期】令和7年1~2月頃
- ⑦ 認証式(認証書交付)
【時期】令和7年2月頃

<認証までの流れ(イメージ)>



3. 申請書類の記入方法

- 申請書類の記入例については、「第1号様式～第3号様式_おきなわ SDGs 認証制度申請書」の各様式の記入例シートをご参照ください。

【申請書類全般】

- 申請書類は Excel で作成し、電子メールにてご提出ください。「第1号様式～第3号様式_おきなわ SDGs 認証制度申請書」は沖縄県のホームページ及びプラットフォームホームページよりダウンロードが可能です。
- 文字のサイズは原則として様式から変更しないでください。
- 提出前には「申請内容のチェックリスト」をご活用いただき、申請内容を確認してください。

【第1号様式】

- **本様式は申請者の基礎情報を確認する様式です。**第1号様式のうち、「企業・団体名」「代表者名」「所在地(市町村)」「事業概要」については、認証を受けた場合に、沖縄県のホームページ及びプラットフォームホームページにて公表されます。
- オレンジ色に着色された項目は必須記入項目となるため、全て記入してください。
- 「申請に際しての承認事項」は、すべてにチェックがある状態でないと申請受理ができませんので、確認の上すべてにチェックをしてください。

【第2号様式】

- **本様式は申請者において現在取り組んでいる取組・これまでの実績について確認する様式です。**どのような取組を行っているかがわかるよう、**できるだけ具体的に記入してください。**(認証等は取得の時期を明記、できるだけ定量的な根拠を記入、取組による以前から現在の変化が分かるように記載、取組内容の例示等)
- 本様式は認証を受けられたか否かにかかわらず、審査の過程でのみ使用し、公表する予定はありません。
- 社会8項目、環境5項目、ガバナンス5項目、地域課題への貢献3項目、国際課題への貢献3項目の24項目を評価項目として設定しています。
- このうち、「実施チェック」において「必須」と記載している、「社会」・「環境」・「ガバナンス」の18項目は、すべてについて記載が必須の項目です。「実施チェック」において「選択」と記載している、「地域課題への貢献」・「国際課題への貢献」の項目は選択制のため、計6項目中任意の3項目を選択して記載してください。
- 赤字で囲んでいる「1. 団体情報」と「2. 申請内容」の①「実施チェック」②「御社の取り組みについて」③「証書情報」が、申請者が記入する項目です。
- 本社が県外にあり県内の支店、営業所等が中心となり申請を行う場合、同一法人であれば本社主導の取組も評価する方針ですが、自団体(支店、営業所等)にて当該制度等がどのよ

うに活用されていて、どれくらいの人が利用しているか等の実績を示せる根拠資料を提出してください。

① 実施チェック

- 「地域課題への貢献」・「国際課題への貢献」の項目(計6項目)のうち、選択した3項目の「実施チェック」欄に○を記入してください。この際、3項目以上を選択いただいても超過分は評価対象となりませんのでご注意ください。

② 御社の取り組みについて

- 必須項目及び選択項目(実施チェック欄に○がついた合計 21 項目)の「御社の取組について」欄をもれなく記入してください。
- 該当する取組を、できる限り具体的に記入ください。(認証等は取得の時期を明記、できるだけ定量的な根拠を記載、取組による以前から現在の変化が分かるように記載、取組内容の例示等)
- 法律で定められた取組にとどまらず、+αで実施している取組(独自の取組等)についても記入ください。法定事項の遵守は、社会的責任のある立場から当然のことであることから、法定事項よりもさらに積極的に取り組んでいる取組について評価します。

③ 証書情報

- 必須項目及び選択項目(実施チェック欄に○がついた合計 21 項目)の「証書情報」欄をもれなく記入してください。
- 記載すべき情報が無い場合等は、ホームページリンク等の出典を記入ください。
- 規定等は可能な限り明文化して整備し提出してください。明文化による整備が困難な場合は、根拠資料として、数値や実際の運用状況がわかる資料を提出してください。

＜第2号様式(記入例) ※第1号様式～第3号様式_おきなわ SDGs 認証制度申請書 参照＞

【第2号様式】おきなわSDGs認証制度 実績評価項目

1. 団体情報		※申請者記入箇所 (赤枠)	
記入年月日	2024年 7月 1日		
企業・団体名	株式会社おきなわSDGs		
担当連絡先(TEL)	098-123-4567		
担当者名	那須 花子		

2. 申請内容		※申請者記入箇所 (赤枠)	
ID	分類	実施チェック	審査情報
		<small>* 選択項目は、6つのうち3つを選択して記入してください。</small> <small>* 該当する取組を、できるだけ具体的に記入ください。(認証等は取得の時期を明記、できるだけ定量的な根拠を記載、取組による以前から現在の変化が分かるように記載、取組内容の例示等)</small> <small>* 法律で定められた取組にとどまらず、+αで実施している取組(独自の取組等)についても記載ください。</small> <small>* 選択項目は、選択した3項目に限り記入ください。</small>	<small>* 審査にのみ使用され、公開はされません。</small> <small>* 記載すべき情報が無い場合等は、ホームページリンク等の出典を記入ください。</small>
社会 (Social)			
OK-S-1	安全・衛生管理、健康経営	必須 <input type="radio"/> 2020年、安全衛生優良企業公表制度の認定を取得している。	・安全衛生優良企業公表制度認定証書 (厚生労働省)
		必須 <input type="radio"/> 2020年から、健康経営のため法定の定期健診に加え、ストレスチェックを行い、結果により産業医診断を行っている。 また、2022年から、健康促進及びメンタルヘルスに関する研修を全従業員向けに実施している。	・ストレスチェックシート ・健康促進及びメンタルヘルスに関する弊社研修資料
OK-S-2	多様な人材の活躍	必須 <input type="radio"/> 2024年時点で、外国人1名、障害者2名の受入実績がある。 多様な人材の採用に向けた環境整備のため、社内の各種案内掲示板等を多言語対応したり、誰でも使えるトイレの増築を行ったりしている。	・以下、HPリンクを記載 https://www.xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

【第3号様式】

- **本様式は、認証期間である2年間で申請者が取り組もうとしている新たな取組を確認する様式です。**将来的にどのような姿を目指していて、そのためになぜその取組を推進する必要があるのか、申請者が目指す方向性や理念を踏まえて記入してください。なお、本様式は認証を受けた場合は公表させていただくものとなります。
- **本様式に記載可能な取組は、「県内で実施していて、沖縄県の課題等に影響を与える取組」に限定されるため、ご注意ください。**また、複数企業が合同で行っている取組の場合、申請者がこの取組にどの程度寄与しているのか等を確認する必要があり、それらを確認できる資料を提出してください。
- 「1. 団体情報」と「2. 申請内容」の「(1)2030年のあるべき姿(ビジョン)」「(2)今後2年間で特に注力する活動・取組」「(3)各活動・取組に関する詳細」が、申請者が記入する項目です。
- SDGsの目標年度である2030年に貴社、貴団体が目指す姿を「(1)2030年のあるべき姿(ビジョン)」に記入してください。
- 「(2)今後2年間で特に注力する活動・取組」に、「(1)2030年のあるべき姿(ビジョン)」の実現に向けて、「経済」、「社会」、「環境」の3分野に関して、認証期間の2年間に実施する活動、取組を各分野1つ記入して下さい。
- 「(2)今後2年間で特に注力する活動・取組」には、上記3つの取組以外も取組を行う場合、追加で2つまで取組の記述が可能です。追加する場合は「経済、社会、環境、ガバナンス、地域課題への貢献、国際課題への貢献」の中から分類を選択し追加で記入してください。
- (2)で記載した取組について「(3)各活動・取組に関する詳細」の各項目を記入して下さい。

(1) 2030 年のあるべき姿(ビジョン)

- SDGs の目標である 2030 年までに、「(2)今後2年間で特に注力する活動・取組」の実施によって、申請者が目指す未来(申請者が目指したい社会、目標の達成に向けて申請者が考える課題、それに対して申請者ができる取組の方向性など)を記入してください。
- 目標や意欲、なぜ当該取組に取り組む必要があるのか、それによってどのような沖縄県の実現に貢献できるのかといった視点で記入してください。取組がきちんと申請者が目指す姿と結びついているか、なぜそのような取組が必要か、企業理念やビジョンと結びつけをお願いします。
- 「2030 年のあるべき姿の実現へ向けて取り組むゴール」欄には、「(1)2030 年のあるべき姿(ビジョン)」の実現へ向けて取り組む、SDGs の 17 のゴールのアイコンを、欄外から選択し当該欄に入れてください。

(2) 今後 2 年間で特に注力する活動・取組

- 「(2)今後2年間で特に注力する活動・取組」については、「分類」において「必須」と記載している項目(経済・社会・環境)は、すべての申請者において取組を記入してください。
- 「任意」と記載している項目は、分類を「経済・社会・環境・ガバナンス・地域課題への貢献・国際課題への貢献」から自由に選択し、最大2つの取組分まで記入可能です。任意2項目の記載により点数を積み上げることが可能です。また、任意項目にガバナンスの分類を選択した場合にも加点されるため、加点措置の活用を検討ください。
- 必須項目と任意項目は配点が大幅に異なるため、任意項目として必須項目と同じ分類の取組を記載する場合、どちらを必須項目に位置付けるかは十分にご検討ください。
- 「概要」欄には、活動・取組の内容を記入してください。「(3)各活動・取組に関する詳細」の記載を、簡潔に要約する形で作成ください。
- 「優先課題」「SDGs 推進の目標」欄には、「概要」欄に記載した活動・取組と関連する、アクションプランの「優先課題の番号」と「SDGs 推進の目標」をプルダウンで選択してください。選択したアクションプランと取組内容の関係性は、審査項目のうち「①【県内の課題解決に資する効果】」の主要な評価箇所です。取組が沖縄県全体に与える効果は何かを検討したうえで、取組と関連するアクションプランが選択されているかを再確認ください。
- 「関連する SDGs ターゲット」欄には、「概要」欄に記載した活動・取組と関連する、アクションプランの「SDGs 目標」の「ターゲット」を記入してください。
※ターゲット:SDGs の 17 の目標のそれぞれに紐づけられており、計 169 個あります。17 の目標を達成するために、具体的にどのような行動が求められるかを整理したものです。それぞれのターゲットの内容については、以下の URL をご参照ください。

- 「関連するステークホルダー」欄は、連携・協力するステークホルダーがいる場合に記入してください。公開する情報のため、ステークホルダーに合意を得た上で、記載ください。固有名詞の記載が望ましいですが、必ずしも固有名詞である必要はございません。(例：県内建設事業者 A 社など)共に課題解決に向けて議論や検討を行うほか、共同で取組を推進していくパートナーとなっている場合、高く評価します。ステークホルダーとの関係性・連携内容に言及をお願いします。
- 「補足事項・留意点等」欄は、補足事項等があれば記入してください。
- 「貴団体における KPI(進捗管理指標)」には、「概要」欄に記載した活動・取組の進捗を図るための指標の、指標名と現状の値、2年度の目標値を記入してください。2年間の活動の進捗が明らかになるように、定量的な指標や、定性的な指標でも2年間の変化が読み取れる指標を設定してください。
- 単独の取組ではなく、関連する複数の取組を組み合わせること(例：働き方改革をテーマに残業時間削減のための取組、給与向上のための取組など複数の取組を、一つの取組として組み合わせる等)で高く評価した事例があるため、その取組が影響を与える範囲を考慮したうえで記載する取組内容をご検討ください。

(3) 各活動・取組に関する詳細

- 「(3)各活動・取組に関する詳細」については、「(2)今後2年間で特に注力する活動・取組」の各取組内容の詳細を、5つの視点(①取組の詳細・②取組において、現時点で実施／決定していること・③取組において、今後予定していること・④KPI にする指標の設定理由、目標値の妥当性、指標の計測方法・⑤取組を推進する体制)で記入してください。
- ④KPI にする指標の設定理由は、「(2)今後2年間で特に注力する活動・取組」の「貴団体における KPI(進捗管理指標)」に記入した指標について、その指標を設定した理由(当該指標で2年間の活動の進捗が明らかになると考える根拠等)を記入してください。本 KPI を管理することがなぜ重要なのか、という視点を踏まえて記載してください。数値の計算式や%で表示する際の分子、分母の数値について可能な限り明示してください。回数のみではなく参加人数や消費量等、自団体の努力により周囲に働きかけて初めて達成が可能な目標の場合、高く評価します。
- なお、現時点の達成度に限らず、将来的な展望や今後目指す展開についても必ず記入してください。

＜第3号様式(記入例) ※第1号様式～第3号様式 おきなわ SDGs 認証制度申請書 参照＞

【第3号様式】おきなわSDGs認証制度 主要評価項目 (アクションプランに基づく活動計画書)

1. 団体情報

記入年月日	2024年 7月 1日
企業・団体名	株式会社おきなわSDGs
担当者連絡先(TEL)	098-123-4567
担当者名	那覇 花子

2. 申請内容

(1) 2030年のあるべき姿 (ビジョン) ※記載必須

2030年のあるべき姿 (ビジョン)	
<p>* SDGsの目標である2030年までに、「(2) 今後2年間で特に注力する活動・取組」の実施によって、貴社/団体が目指す未来を記載ください。 (貴社/団体が目指したい社会、目標の達成に向けて貴社/団体が考える課題、それに対して貴社/団体が定める取組の方向性など)</p> <p>弊社が目指す社会は、「サステナブルな建築を通して沖縄県民の笑顔が絶えない社会」であるが、現在はサステナブルに配慮した沖縄県内で生まれた建築資材の調達・使用を始めたばかりの状況であり、全案件で15%以上使用するという目標や、ZEH (ゼロエネルギーハウス) の推進検討及び利点の周知広報が達成できていない。(2) 今後2年間で特に注力する活動・取組に掲げる、県内サステナブル資材の使用増・ZEH普及展開に取り組むことで、上記目標を達成する。それにより、「サステナブルな建築を通して県民の笑顔が絶えない社会」を実現する。</p>	<p>2030年のあるべき姿の実現に向けて取り組むゴール * SDGsの17のゴールから選択し、アイコンを入れてください。</p> 

(2) 今後2年間で特に注力する活動・取組 ※最低3個 (経済・社会・環境) は記載必須

No.	今後特に注力する活動・取組		おきなわ SDGsアクションプランとの関係性		関連するステークホルダー	補記事項・留意点等	貴団体に於けるKPI (進捗管理指標)			
	概要	分類 * 任意の箇所は、プルダウンから分類を選択ください	優先課題	SDGs推進の目標			* 連携・協力するステークホルダーがいる場合に記入する。	* 補定事項等があれば記入する。	現状値 (xxxx年)	目標値 (xxxx年)
1	沖縄県内で生まれた建築資材の利用。	経済	優先課題 ④	④-3 沖縄県産木材・水産物のブランド化による県外消費と地産地消の促進により農産・林業・水産物の産出額等の拡大を実現する。	15.1 15.2	仕入れ元として沖縄県内の会社。		1件当りの案件で使用する建築資材のうち、沖縄県内で生まれたサステナブル資材の利用割合	5% (2024年)	15% (2026年)
2	沖縄県内の大学生・社会人を対象とした、建築資材から見た、SDGsに関する講話の提供。	社会	優先課題 ①	①-2 時代に対応し、生きる力を育む、多様な学びの環境の形成を実現する。	12.8	イベント会社・建設業の会社と連携しイベント型で開催。	講話回数	0回 (2024年)	のべ3回 (2026年)	
3	ZEH (ゼロエネルギーハウス) の普及展開。	環境	優先課題 ①	①-2 持続可能な消費・開発、自然と調和したライフスタイルの形成、産業物削減などによって資源循環型の社会を実現する。	7.1 7.2 7.3 9.1 9.4 9.5	ZEHの普及に向けて取り組む地元の先進企業と連携し、手法を検討。広帯に向けて、広告会社と調整中。	当社が力がある案件についてのZEH普及率	0% (2024年)	10% (2026年)	
上記の取組に加え、今後特に注力する取組があれば、記載ください。(分類を「経済・社会・環境・ガバナンス・地域課題への貢献・国際課題への貢献」から自由に選択ください)										
4			任意							
5			任意							

(3) 各活動・取組に関する詳細 ※記載必須

各活動・取組に関する詳細	
* 各取組内容を詳細に記載ください。なお、取組については現時点の達成度に限らず、結果的展望や今後目指す取組についても必ず記入してください。	
取組1	<p>取組の詳細 建築時に使用する資材について、サステナブル資材(※1)を利用し、かつ利用率を上げていくことで、環境負荷の軽減を促す。また、資材は沖縄県内業者と取引を行い、県内で加工された資材を活用することで、沖縄県内で資金が循環する仕組みを作る。 ※1: 例えは建設廃棄物を素材にしたリサイクル資材など</p> <p>取組において、現時点で実施/決定していること 資材の調達及び一部利用を開始している。</p> <p>取組において、今後予定していること 現在利用している割合よりも多くサステナブル資材の活用を行う。また、他にも同様のサステナブル資材がないリソースを行い、使える資材の種類を増やす。</p> <p>KPIにする指標の設定理由、目標値の妥当性、指標の計測方法 現在も使っているものではないが、どこか一部しか使えていなかったり、全ての条件で使えていない現状があるため、より多くの条件で使えるようにしたい。現在5%であるところ、全案件で使っていくことができるようにすれば、年間案件数と比較して2年後に15%は達成できる見込みである。</p> <p>取組を推進する体制 資材調達チーム内にSDGsリーダーを設置し、情報収集と資材調達を進める。また、県内の会社の仕入れを増やすため、営業活動にも力を入れる。</p>
取組2	<p>取組の詳細 SDGsについては様々な観点から講座や講習が行われているところ、様々な業種の観点から一度に学べる機会がこれまで多くなかったため、卒業後の進路として県庁学生や、SDGsの活動をしたいが何をすればいいかわからない社会人のために、建築業界から見たSDGsの取組を発信する。</p> <p>取組において、現時点で実施/決定していること ホームページでのSDGsの取組発信や企業説明会での説明は行っている。イベント型での開催を想定しており、イベント会社と協賛団体・時期について調整を行っている。(うち、当社以外に製造業・小売業・農業の観点で参加いただく企業は決定している)</p> <p>取組において、今後予定していること 追加で観光業などの業種にアポイントをとる予定。また、イベント開催日時や場所、年間回数について検討を進め、早い段階で周知・講話内容の検討を行いたい。</p> <p>KPIにする指標の設定理由、目標値の妥当性、指標の計測方法 現在実施していないもののため、回数をKPIとした。継続して行うことが重要と考えため、共に開催する団体と調整し、1年に1回以上開催したいと考えため、2年後にのべ3回と設定している。</p> <p>取組を推進する体制 当社とイベント会社が主催となり、調整中。当社内の体制としては、若手メンバーを中心にP.Tを構成している。</p>

4. 審査のポイント

(1) 申請受付要件

- 申請内容が以下の要件を満たしているもののみ受け付け、審査を行います。
 - ・ 第1号様式の「3. 申請に際しての承認・誓約事項」の全てにチェックがなされていること。
 - ・ 第1号様式の必須項目であるオレンジ色着色箇所の全項目について記入していること。
 - ・ 第2号様式の必須項目である「社会」・「環境」・「ガバナンス」のそれぞれの項目について、取組内容を記入していること。
 - ・ 第2号様式の選択項目である「地域課題への貢献」・「国際課題への貢献」の全6項目から3項目のみを選択し、選択した項目について「実施チェック」に「○」を記入の上で、取組内容を記入していること。
 - ・ 第3号様式の必須項目である「2030年のあるべき姿(ビジョン)」・「今後2年間で特に注力する活動・取組」のうち「経済」・「社会」・「環境」の各分類1つずつ、及びそれぞれについて「各活動・取組に関する詳細」を全て記入していること。

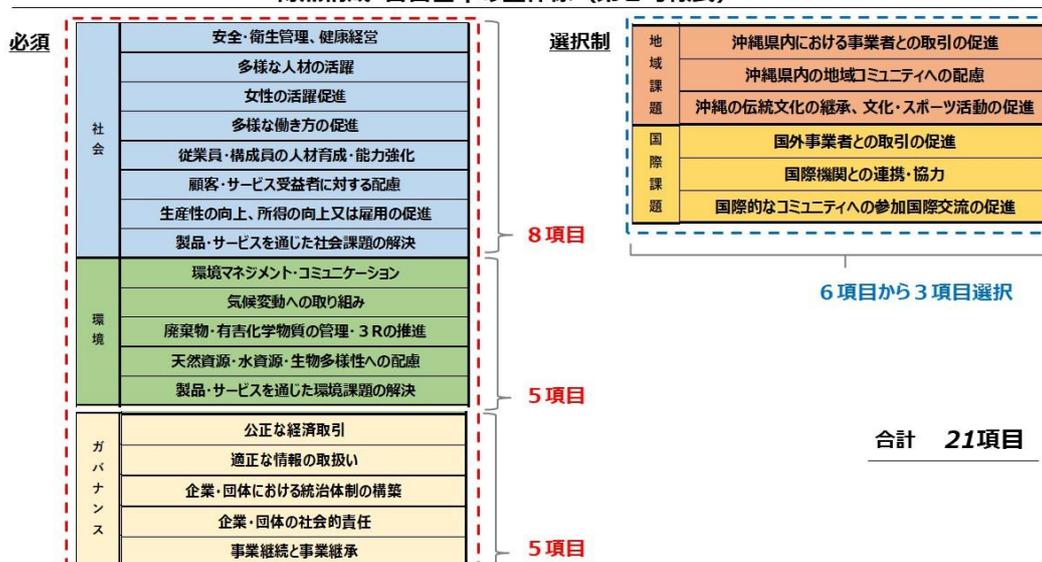
(2) 評価の視点(認証基準)

- 申請を受け付けたものについて、主に以下の観点で審査を行います。

【第2号様式】

- 「実施チェック」において「必須」と記載している項目(記載必須、18項目)＋「実施チェック」において「選択」と記載している項目(選択制、3項目)の合計21項目にて判定を実施します。計21項目中17項目について、項目の充足が確認された場合に合格となります。

得点構成・合否基準の全体像(第2号様式)



- 過去から現在までの取組を評価する第2号様式では、社会・環境・ガバナンス(ESG)の取組を必須で評価します。加えて、地域課題への貢献若しくは国際課題への貢献(いずれか申請団体により任意選択)も評価することで綿密に取組状況を確認します。

第2号様式の評価観点		評価
大分類	中分類	
① 取組の実施状況が確認できるか否か	証書情報の提示がある。	○
	証書情報の提示は無いが、ヒアリングで具体的な取組状況が確認できる。	○
	証書情報の提示が無く、ヒアリングにおいても具体的な取組状況の確認ができない。 記載が具体的でなく、どのように・どれくらい取り組んでいるかという点や、申請者の関わり方といった詳細が不明。	△
② 取組の内容が項目に適切か否か	企業独自の特徴的な取組が記載されている。	○
	組織的、制度的に取り組んでいることが確認できる。	○
	組織的、制度的に取り組んでいる確認が取れない。	△
	法定事項の取組しか記載されていない。	×
	現在実施している、具体的な取組ではない。	×
	評価項目(評価する内容)の取組に合致していない。	×

【第3号様式】

- (申請必須)基礎得点 合計と、(申請必須)加点措置 合計と、(申請任意)基礎得点 合計と、(申請任意)加点措置 合計を、足した総合得点(75点+10点+6点+4点)にて判定を実施します。計95点中60点以上を獲得した場合に合格となります。

得点構成・合否基準の全体像

申請する取組の体系		(基礎得点)	(加点措置)		(任意の取組に限る加点措置)
最小3～最大5つの取組を申請		審査項目に基づき採点	ステークホルダーとの連携	地域課題・国際課題への貢献	ガバナンス強化の取組
申請必須	社会に資する取組×1	25点	1点	1点	対象外
	環境に資する取組×1	25点	1点	1点	
	経済に資する取組×1	25点	1点	1点	
(申請必須) 基礎得点 合計		75点	(申請必須) 加点措置 合計		6点
申請任意	いずれの分類も可×1	5点	0.5点	0.5点	ガバナンスの分類を選択時 2点追加
	いずれの分類も可×1	5点	0.5点	0.5点	
(申請任意) 基礎得点 合計		10点	(申請任意) 加点措置 合計		4点

- 将来性を評価する第3号様式では、7つの審査項目に加えて、加点措置も設けることで申請団体の実態を幅広い観点から総合的に評価します。

審査観点の全体像

審査項目	加点措置
<p>①【県内の課題解決に資する効果】</p> <p>沖縄県SDGsアクションプランで定める「優先課題の解決」や「SDGs推進の目標達成」に対して十分な効果が期待できる。</p>	<p>【ステークホルダーとの連携】</p> <p>沖縄県内外のステークホルダーとの連携により実現されている、若しくはステークホルダーとの連携を促進するために効果的である。</p>
<p>②【新規もしくは先進的な取組】</p> <p>既存の取組の単純な継続ではない、もしくは先進性を帯びており、沖縄県において代表的な事例になりうる事が期待できる。</p>	
<p>③【取組の具体性、実現可能性】</p> <p>具体的な記述から、実現可能性が期待できる。</p>	<p>【県外課題・国際課題への貢献】</p> <p>沖縄県内で収束するものでなく、沖縄県外(国内)の課題や国際課題の解決に資する。</p>
<p>④【取組を推進する体制】</p> <p>着実に実行するための推進体制・実行体制を整備している、若しくは整備する計画がある。</p>	
<p>⑤【2030年のあるべき姿との整合性】</p> <p>2030年に向けて申請団体が目指す姿と整合的な取組として評価できる。</p>	<p>任意の取組に限る加点措置</p> <p>【ガバナンス強化の取組】</p> <p>ガバナンスの向上に資すると評価できる。</p>
<p>⑥【適切なKPIの設定】</p> <p>進捗管理に十分に適したKPIが設定されており、活動状況のモニタリングを可視化できることが期待される。</p>	
<p>⑦【挑戦的な目標設定】</p> <p>現状の取組の継続に終始しておらず、将来に向けて積極的かつ発展的な目標値が具体的に設定されている。</p>	

- 各審査項目に関しては、以下の内容を確認します。

審査観点補足

①【県内の課題解決に資する効果】	● アクションプランにおける「優先課題の解決」や「SDGs推進の目標達成」と取組の関連性が明らかであるか。取組の推進により、沖縄県全体に与える影響や効果をどの程度期待できるか。
②【新規もしくは先進的な取組】	● 既存の取組を単純に継続するのではなく最新状況を踏まえて改善を図っているか、もしくは、一般的に先進的な手法や制度等を活用しているか。
③【取組の具体性、実現可能性】	● 現時点で具体性がどの程度定まっているか、2年後の目標達成に向けて2年間の道筋が見えているか、達成に向けたリソースや実績・知見等は十分か。
④【取組を推進する体制】	● 取組を推進する担当組織・者が決定しているか、取組に関する計画を策定／公表している等、組織的な意思決定をしていると言える根拠があるか。
⑤【2030年のあるべき姿との整合性】	● 「2030年のあるべき姿」が、取組内容の羅列ではなく、あるべき姿を念頭に置いて取組がそこに紐づくことが意識されているか、企業理念やビジョンと結びつけられた積極的なものか。
⑥【適切なKPIの設定】	● 取組が目指す状態を実現するために、なぜそのKPIを改善することが重要なかが明らかか、進捗管理に適しているか。例えばイベントやアクションを行う回数のみをKPIとして設定するのではなく、当該イベントやアクションの質を重視し、周囲に働きかけることで達成が可能なKPIか。
⑦【挑戦的な目標設定】	● 目指す状態に向けて挑戦的な目標を設定しているか。既存の取組を単純に継続すれば達成できる内容となっていないか。
【ステークホルダーとの連携】	● 取組の実現に向け、資金提供や、本業における取引だけではなく協力関係が築けているか。ステークホルダーの協力や努力なしでは実現できない取組となっているか。
【県外課題・国際課題への貢献】	● 県外課題や国際課題の解決にも寄与できる旨が明記されており、その関連性に妥当性があるか。
【ガバナンス強化の取組】	● 分類として「ガバナンス」を選択しているかつ、第2号様式の「ガバナンス」の取組の具体例も踏まえて、取組内容が「ガバナンス」の強化に寄与すると判断できるか。

5. 活動状況報告

- プラチナパートナーには、認証を受けた日から概ね1年及び2年が経過した時点で、認証期間中の取組の進捗状況を既定の様式(第7号様式_おきなわ SDGs 認証制度プラチナパートナーレポート)により報告していただきます。認証期間終了後に続けて認証を受ける場合は、2年目の報告を新しい認証申請の申請時期にあわせて事前に提出いただきます。
- 本報告がない場合、認証は取り消しになるためご注意ください。
- レポートの内容に関して確認がある場合や、取組の進捗に問題がある場合(認証時に報告された取組が実施できていない場合など)、事務局によるヒアリングや取組の改善に向けた依頼を行う場合があります。

6. 情報公開

- プラチナパートナーの取組を広く周知し、県民や県内外の事業者とのパートナーシップ構築や、県内の他の事業者の取組促進の好循環形成を進めていけるよう、プラチナパートナーについては、次の内容を認証結果として沖縄県のホームページ及びプラットフォームホームページにて公開します。
 - ・ 第1号様式に記載の「企業・団体名」「代表者名」「所在地(市町村)」「事業概要」
 - ・ 第3号様式
- 万が一、上記公開範囲のうち情報公開が不可能な部分がある場合は、申請の際に併せてご相談をお願いいたします。

7. 認証内容の変更

- 認証を受けた後に、認証申請時に提出した申請書類の内容について、認証の決定に影響を及ぼすおそれのある変更が生じた場合は、既定の様式(第5号様式_おきなわ SDGs 認証制度申請事項変更届)により申請する必要があります。
 - ※ 第1号様式の内容の変更など、認証の決定に影響を及ぼさない形式的な変更の場合は、当該変更内容を事務局に報告してください。

8. 認証の辞退

- 認証を受けた後に、「おきなわ SDGs 認証制度実施要項」の第4条に規定する要件を満たさなくなったとき又は、認証の辞退を希望する場合は、既定の様式(第7号様式_おきなわ SDGs 認証制度会員辞退届出書)により申請する必要があります。

9. 認証の取り消し

- 以下のいずれかに該当するときは、プラチナパートナーの認証を取り消すことがあります。
 - (1) プラチナパートナーの実態や取組内容が、認証の決定を受けた申請書類の内容から著しく逸脱していることが明らかで、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。
 - (2) 法令に違反する重大な事案が発生したとき。
 - (3) おきなわ SDGs 認証制度会員レポートを提出しなかったとき。
 - (4) プラチナパートナーが、事業を継続することができなくなったとき。
 - (5) 上記に掲げるもののほか、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。

10. よくある質問と回答(Q&A)

【1. 制度について】

Q1-1 おきなわ SDGs 認証制度の目的は何ですか。

A1-1 第1章(1)に記載のとおり、本制度は、SDGs の理念を尊重しアクションプランを踏まえた取組等、経済・社会・環境の3つの分野を意識した経営を実践する企業・団体等を県が認証することでその取組を支援し、当該企業・団体等の持続的な成長及び地域の持続可能な発展を図ることを目的としています。

Q1-2 認証を受けると、どんなメリットがありますか。

A1-2 おきなわ SDGs 認証制度への申請書類の作成や、年1回実施いただく活動状況報告を通じて、自社・団体の取組を SDGs の視点から整理・確認できます。

また、沖縄県のホームページ及びプラットフォームホームページへ、プラチナパートナーの情報を掲載し、PR を行います。プラチナパートナーのみが使用できるロゴマークを、自社・団体のホームページ等に掲載のうえ、取組を広報することも可能です。

令和6年度からは、プラチナパートナーの第3号様式に記載された取組が、沖縄振興開発金融公庫の貸付制度である「地域活性化・雇用促進資金」の融資対象になります。※制度の貸付対象にはなりますが、融資可否については事業計画等を勘案して総合的に判断されます。

【2. 申請全般について】

Q2-1 申請や更新にあたり、手数料や認証料などの費用はかかりますか。

A2-1 申請及び更新は無料です。

Q2-2 申請できる対象者は誰ですか。

A2-2 以下、2点を満たす場合、おきなわ SDGs 認証制度へ申請が可能です。

①沖縄県内に本社、本店、支店、営業所等の事業所等を有し、県内において事業活動を行う企業、団体、教育機関、研究機関、特定非営利法人等

②おきなわ SDGs プラットフォーム会員

Q2-3 県外に本社があり、県内に事業所がある場合、申請できますか。

A2-3 可能です。県内の事業所から申請してください。ただし、第3号様式(おきなわ SDGs 認証制度 主要評価項目)については県内における取組を記述する必要があるため、ご注意ください。

Q2-4 県内に複数の事業所(支店・営業所・工場等)がある場合、それぞれで申請するのですか、一括で申請するのですか。

A2-4 原則として一括で申請してください。それぞれでの申請を予定している場合は、個別に事務局へご相談をお願いします。

Q2-5 申請に必要な書類は何ですか。

A2-5 申請には第1号様式、2号、3号及び2号に紐づく証書の提出が必要です。

様式は、沖縄県のホームページ

(URL: <https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shisaku/1014182/1021752.html>)

及びプラットフォームホームページ

(URL: https://www.okinawa-sdgs.jp/?post_type=news&p=3556)

に掲載しています。

Q2-6 申請書類はどうやって提出すれば良いですか。

A2-6 申請書類は原則メールにより提出してください。なお、申請にあたっては PDF 等に変換せず、Excel データのまま提出してください。ただし、「第2号様式の記載内容を証明する証書」については、PDF での提出でも問題ございません。

【提出先】JPABOkinawaSDGs@abeam.com

Q2-7 郵送、持参による申請書類の提出は受け付けていますか。

A2-7 原則受け付けていませんが、郵送、持参以外の対応が難しい場合は事務局へご相談ください。

Q2-8 申請書類は手書きしたものを提出できますか。

A2-8 手書きによる申請書は受領不可となります。

Q2-9 申請から認証までどれくらいかかりますか。

A2-9 応募開始(6/7)から申請書本提出締切(8/30)までを約3か月設けています。その後審査期間を約5か月間設けているため、申請タイミングによっては最大で8か月程度お待ちいただくこととなります。なお、現時点での予定であるため、変動する場合がございます。

Q2-10 審査結果は、いつ、どのように連絡が来るのですか。

A2-10 事務局より申請書に記載のメールアドレス宛てに、「第4号様式 おきなわ SDGs 認証制度の申請に係る結果通知書」を送付させていただきます。認証を受けられる場合は、その後、認証交付式にて認証書を交付させていただきます予定です。なお、現時点での予定であるため、変動する場合がございます。

- Q2-11 申請内容によっては、認証を受けられないことがありますか。
- A2-11 認証にあたっては、事務局及び評価・検討委員会において審査を行います。申請書類の内容がプラチナパートナーとして適切でない、十分でない、と判断された場合は認証を受けられないこともありますので、提出にあたっては必ず本書や記入例を確認したうえで提出してください。
- Q2-12 申請書類の不備を、沖縄県以外の方から電話(メール)で指摘されました。
- A2-12 申請書類の受領及び形式確認については、沖縄県が委託する「おきなわ SDGs プラットフォーム事務局」が実施しています。そのため、沖縄県以外から連絡がいくこともありますのでご了承ください。
- Q2-13 申請後の申請内容のヒアリングの方式等について詳しく教えてください。
- A2-13 形式ヒアリングは、オンラインにて30分～1時間程度の時間を使って実施する想定です。本ヒアリングについては、申請者の希望に合わせ、対面もしくはオンラインにて1時間～2時間程度の時間を使って実施する想定です。対面の場合は、事務局が申請者に対して個別にヒアリングの実施会場を確認させていただきます。オンラインの場合は、事務局より参加用の会議 URL を共有します。また、ヒアリングに参加いただく方については、申請書を記入いただいた方のみならず、経営層の方々やステークホルダー、外部委託しているコンサルタント等、どなたにご参加いただいても差し支えありませんが、可能な限り、申請書の内容に対して回答可能な体制とさせていただきます。(当日回答ができなかった部分については、後程書面等での回答をお願いする想定です。回答ができたか否かについては、認証可否とは一切関係ありませんのでご安心ください。)
- Q2-14 おきなわ SDGs パートナー及びおきなわ SDGs プラットフォーム会員ではない場合、本認証制度と並行して申請することは可能ですか
- A2-14 本認証制度に申請する資格としては、おきなわ SDGs プラットフォーム会員である必要があります。おきなわ SDGs プラットフォーム会員については、申請いただければ即時会員になることが可能ですので、会員登録後に本認証制度に申請をお願いいたします。おきなわ SDGs パートナーへの登録については、本認証制度に申請するための要件としていないため、並行して申請いただくことは可能です。

【3. 第1号様式(申請書)の書き方について】

- Q3-1 「業種」について、どれを選んだら良いかわかりません。
- A3-1 業種は、日本産業分類をベースにしていますが、複数あてはまる場合は、SDGs の取組を通じてPRしていきたい業種を選んでください。

Q3-2 押印は必要ですか。

A3-2 押印は不要です。Excel データのまま提出してください。

【4. 第2号様式(おきなわ SDGs 認証制度 実績評価項目)の書き方について】

Q4-1 「御社の取り組みについて」には、申請時点において取り組んでいないものの、これから取り組もうとしている内容を記入しても良いですか。

A4-1 申請者が現在取り組んでいる取組や実績(すでに実施し整備されている取組や取得済みの認証)を記入いただく様式のため、これから取り組もうとしている内容(「～する予定」や「～したい」等)が記入されている場合は、評価対象外となります。ただし、将来的な認証取得に向けて社内体制の立ち上げや社内周知のための説明会などをすでに実施している場合は、現在取り組んでいる取組として評価します。

Q4-2 必須項目は全ての項目を記入しなければ、認証を受けられないのですか。

A4-2 必須項目は、全ての項目を記入する必要があります。なお、選択項目は6項目のうち、3項目のみ選択し、選択した3項目については全て記入する必要があります。記入が必須の項目(18項目)及び申請団体による記入が選択制の項目(3項目)の合計(計 21項目)のうち、17項目以上が基準を満たす場合に認証を受けられます。

Q4-3 選択項目のうち、取り組んでいる項目が4項目以上ある場合はどうすれば良いですか。

A4-3 3項目以上を選択いただいても超過分は評価対象となりませんので、より注力して取り組んでおり評価対象として申請したい項目を、3つ選択して記入してください。

Q4-4 「証書情報」に記入する証書とは具体的にどのような書類を指しているのですか。

A4-4 取組内容が確認できる証書類・書類を想定しています。例えば ISO45001 の認証を取得した際に交付された認定書の写しや、取組をホームページで公開している場合の URL、企業・団体内で整備している BCP 計画などが挙げられます。なお、提出いただいた証書類は審査の過程でのみ使用し、公表は行いません。詳細は、申請書様式内の記入例を確認してください。

Q4-5 証書情報が外部に公表できない資料で、添付できない場合はどうしたら良いですか。

A4-5 証書情報が公表できない資料の場合は、その旨を該当欄に記載ください。事務局が行う申請内容ヒアリングにて、具体的な取組の内容を確認させていただきます。

Q4-6 「項目に関連する主な SDGs の目標・ターゲット」に記載されている数字は何ですか。

A4-6 例えば「8.5」の場合で説明すると、まず「8」は当該項目の取組を進めることで、17 のゴ

ールのうち、ゴール8(働きがいも 経済成長も)の達成に向けて貢献できることを意味します。「8.5」は、ゴール8のうち、さらに細分化された目標(ターゲット)の達成にポイントで貢献できることを意味します。

なお、SDGs の取組を進めるうえでは、17 のゴールだけではなく、169 のターゲットの内容を理解することが重要であると考えています。

Q4-7 過去から現在までの取組を記載するにあたり、「過去」について昨年度時点や申請時から遡って過去3年間等、基準となる目安の期間はありますか。

A4-7 遡って記載することが可能な時期について制約は設けていないため、既に実施している取組であれば記載いただけます。

【5. 第3号様式(おきなわ SDGs 認証制度 主要評価項目)の書き方について】

Q5-1 「おきなわ SDGs アクションプラン」とは何ですか。

A5-1 沖縄県において令和4年度に策定・公開したもので、沖縄県 SDGs 実施指針に位置付けた基本理念、優先課題などに対応した具体的なアクションやモニタリング指標をまとめたものです。以下URLより参照可能です。また、申請書様式において選択する箇所はプルダウン方式にしたうえで、申請書様式内別シートに一覧化していますので、そちらから確認することも可能です。

【URL】

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/shisaku/1014182/1014193.html>

Q5-2 「管理する指標」は数値以外の記入は可能ですか。

A5-2 原則として数値での記入をお願いします。どうしても取組の性質上、定量的な指標を立てることが困難な場合は、当該理由を記入の上、定性的な指標を記入することもできますが、理由の妥当性については評価・検討委員会にて確認させていただきます。

Q5-3 目標値はどのように設定すれば良いですか。

A5-3 例えば、以下の計算式を活用してください。

達成度の計算式(基本式)

現状値(レポート作成年の現状値)－ 当初値(申請時の値)

目標値(申請から2年後の目標値)－ 当初値(申請時の値)

上記の基本式で計算できない指標(人口、空家数など維持を目標とするKPI等)の場合は、別の計算式を用いても構いません。計算式の設定にあたっては、達成度を

適切に表現することができるよう留意してください。

Q5-4 記入欄に内容を書ききれないのですが、枠を拡大する、フォントを小さくするといった対応はして良いでしょうか。

A5-4 フォントの大小は変更せずに、枠の拡大で対応をお願いします。

Q5-5 ステークホルダーは、個別具体的な名称が必要ですか。

A5-5 できるだけ具体的な名称(固有名詞)のほうが望ましいですが、困難な場合は抽象化のうえ記入しても問題ありません。(例: 県内建設業者A社など)なお、本様式は公表するため、ステークホルダー名を記入する場合は当該ステークホルダーに合意を得た上で記入するようご留意ください。

Q5-6 記入例においては、KPI の現状値を 2024 年時点、目標値を 2026 年時点と定めて記入していますが、例えば申請時点において 2024 年時点の数値の算出ができない場合は、昨年度の数値を用いることは可能ですか。

A5-6 問題ございませんが、「2024 年時点の数値は現時点で算出不可のため 2023 年の数値を記入」等の補足も併せて記入してください。

Q5-7 KPI は年(1月～12 月)と年度(4月～3月)の、どちらの期間で設定すべきですか。また、特定の時点(決算期)等を基準に、それ以外の期間で設定することは可能ですか。

A5-7 KPI については、どの期間でも問題ございませんが、様式に年だけではなく何月の数値までかを明記してください。なお、認証を受けた日から概ね1年及び2年が経過した時点で、認証期間中の取組の進捗状況を報告いただく際には、報告時点の数値(毎年1月頃を予定)を暫定値として提出いただき、確定値が取れ次第、改めて共有いただく予定です。

【6. その他】

Q6-1 おきなわ SDGs 認証制度の認証を受けていませんが、オリジナルロゴマークを使用することはできますか。

A6-1 認証を受けていない場合は、認証にかかるロゴマークの使用はできません。

Q6-2 おきなわ SDGs 認証制度の申請受付は、今後も行いますか。

A6-2 令和6年度は今回の申請受付(6月7日(金)～7月 26 日(金))のみになりますが、次年度以降も年1回の申請受付を行う予定です。

Q6-3 交付された認証書はコピーして掲示しても良いでしょうか。

A6-3 問題ありませんが、第三者への交付はご遠慮ください。

Q6-4 制度について詳しく知りたい、様式の記入の仕方がわからない場合はどうしたら良いですか。

A6-4 第2章(4)に記載の、説明会へぜひご参加ください。また、説明会後に疑問点等が生じた場合は、下記の間合せ先にご連絡ください。

間合せ先:おきなわ SDGs プラットフォーム事務局

【メールアドレス】:JPABOkinawaSDGs@abeam.com

Q6-5 現在も当該取組を続けているようであれば、おきなわ SDGs パートナー制度に登録する際に記入した取組と同一の取組を記載して申請しても良いですか。

A6-5 問題ございません。

以上